

●ISU 通知 1238 (2003.10.20)

フィギュアスケート・アイスダンス・シンクロナイズドスケーティングの
暫定的および新ジャッジングシステムの下で行われた
2003-04 シーズンの競技会におけるジャッジの評価手順

ISU 理事会は、ジャッジの評価手順を注意深く検討した後、2003-04 シーズンには次の改正した
手続きを適用することを決定した。

A. 2004 世界選手権、2003-04 ジュニアグランプリファイナル / 暫定的ジャッジングシステム

1. 2004 選手権大会、2003-04 ジュニアグランプリファイナルは、2002ISU 総会で採択され、ISU 通
知 1197、1206 に詳しく述べられている暫定的ジャッジングシステムに従って審判される。

2. 後にあるジャッジ評価手順の変更が ISU 理事会によって承認された。

- a. 競技会では種目ごとにイベントレビューミーティングが開かれる。イベントレビューミーテ
ィングでは、レフェリーが議長を、アシスタントレフェリーが副議長を務める。
- b. イベントレビューミーティングに先立って、レフェリーとアシスタントレフェリーは、各競技に
おける競技者の順位の種類(格付け)について議論し、適当なところで同意しておく。
- c. この格付けは文書にしてイベントレビューミーティングで示され、ジャッジ団と議論する。こ
の議論の結果、格付けの変更があれば、レフェリーとアシスタントレフェリーは承認する。
- d. イベントレビューミーティングの結論が出る前に、レフェリーはジャッジ団に対し、格付け
の最終版を配布しなければならない。
- e. この格付けの最終版だけが、ジャッジの行いや英語の知識についてのレフェリーのコメン
トと合わせて、レフェリーレポートに加えられる。レポートには、競技、組織、スケートの質
といった面についても含まれる。レフェリーは遅れないよう(すなわち、競技会の最終日か
ら 14 日以内)に、レポートを ISU 事務局へ送付しなければならない。規定の 420 条 9 項、
587 条 9 項、814 条 10 項に定められている 6 週間の期限は、特に例外的な事情に適用さ
れる。
- f. 各ジャッジはイベントレビューミーティングで格付けの最終版を知っていて、自分つけた順
位と比較することができる。ジャッジは、自分のつけた順位がなぜ格付けの最終版から外
れているか正当性を証明すべきだと思えば、正式の説明をイベントレビューミーティング
から 2 週間(14 日)以内に ISU 事務局へ送る権利と責任がある。そうした説明がない場合、
そのジャッジは、自分のつけた順位が決められた格付けから外れていても、ISU 規定に
合わせた評価手続きの間、正当性が証明されないまま考慮されることを認めなければな
らない。
- g. 裏にしまわれた各競技会のデータは ISU 事務局によって扱われ、またこれを表に出すこ
とについての正当性は、公証人、法律家、監査役などの独立した個人が確認する。しか

し、表に出すデータに関する情報は、下の k 項の事情がある場合に限り必要に応じて、権限を与えられた人物に対してのみ明かされる。

- h. ジャッジから受け取った説明(上の f 項に述べられている)と、レフェリーレポート、格付け(順位)のリスト、各競技の得点表は、ISU 事務局によって可能な限り早く各技術委員に送られる。関係するジャッジの名前は明かされない。
- i. 他の説明文書について技術委員会は要求しないし考慮もせず、ISU 規定に従って可能な限り速やかに評価手続きをとる。競技に当たったジャッジすべての評価は、発見された全体の順位や得点の幅の異常に基づいて行われる。異常は、レフェリーレポートで述べられている格付けによって決められた、許容範囲の外にある得点や順位として定義される。
- j. ナショナルバイアス(自国偏重)に関する判定は、異常のある点数・順位を出したジャッジの名前が明らかにされてから行う。そのため技術委員会は、ナショナルバイアスの疑いがあるものを検査することを ISU 事務局に伝え、さらなる説明を求める。
- k. 検査により技術委員会または ISU 事務局長が、注目した異常や繰り返し現れた間違っただナショナルバイアス、一部のジャッジの偏った行動の証拠をつかんだ場合、検査に関する規定が適用される。

B. 2003 ネーベルホルントロフィ、2003-04 グランプリ大会、グランプリファイナル、2004 ノイハテルトロフィ(シンクロナイズドスケATING国際競技会) / 新ジャッジングシステム

1. 提案された新ジャッジングシステムの試験計画は、ISU 規定 121 条 3 項、および ISU 通知 1207、1209、1213、1224 に述べられている承認された原則に従って行われる。
2. ジャッジの評価は ISU 規定 121 条 3 項(k)に示されている。この規定にある条項は、上に挙げた 9 つの、ISU 理事会に承認された試験計画に含まれる競技会において従う。

この期間に新ジャッジングシステムを導入したのは、審判にこのシステムを熟知させるため、必要があれば見直し、改正、更新するため、提案されている新しい技術的見解についての生きた経験を与えるため、そして新ジャッジングシステムを利用する競技主催者に要求されることを十分に理解してもらうためである。

これらの目的を達成するため、各競技会で関係者すべてに議論する機会を与え、それによって結果とシステムを見直し、将来の発展・改善の助けとすることが必要である。

2003-04 シーズンに関しては、次のジャッジ評価手順が ISU 理事会によって承認された。

- a. 各競技後ジャッジは、各選手に対するジャッジの詳細を印刷したものを受け取る。これには、すべてのジャッジが採点した各要素に対する演技の質(GOE)、プログラム構成要素に対する点数が、ジャッジの名前を特定できないよう順不同で示されている。点数は匿名のままであるけれども、この印刷物により各ジャッジは自分の採点を判別することはでき、演技中にメモを取る必要を減らすことができる。その他関係する審判についての統計情報が配布される。

- b. テクニカルコントローラーとイベントレフェリーは競技会の標準形式でレポートを作成し、次の範囲が示される。
- 組織の水準
 - 各競技のスケートの水準
 - 採点の水準
 - 競技のタイミング
 - ジャッジの新システム運用能力に関する注意
 - (必要ならば)さらに注意
 - ボーナスを与えた場合、その要素の詳しい定義と想定される配点
 - 改良の提案

テクニカルコントローラーは、遅れないよう(すなわち、競技会後 14 日以内)に、レポートを ISU 事務局へ送付する。

- c. ボーナスが与えられた場合、テクニカルコントローラーは直ちに、その要素の説明と想定される配点に関する注意を作成しなければならない。その注意は、競技が終了次第、ISU 事務局へファックスする。それは ISU 事務局によって、その後の競技のテクニカルコントローラーに利用できるようにされる。ISU 事務局は確実に、この通知を組織内部のしかるべきところへ配布する。これにより、同じ要素・ボーナスが再び行われた場合に、矛盾のない配点が適用される。
- d. 裏にしまわれた各競技会のデータは ISU 事務局によって扱われ、またこれを表に出すことについての正当性は、公証人、法律家、監査役などの独立した個人が確認する。しかし、表に出すデータに関する情報は、下の h 項の事情がある場合に限り必要に応じて、権限を与えられた人物に対してのみ明かされる。
- e. ジャッジ評価委員会(JAC)は ISU 理事会によって任命される。JAC は、フィギュアスケートの ISU レフェリー2 人までとアイスダンスの ISU レフェリー2 人までで構成される。国籍は異なり、新ジャッジングシステムの訓練を受け、また可能ならば関係する競技会でジャッジを務めていない者である。(新ジャッジングシステムで行われたシンクロナイズドスケート競技会を評価する JAC は別に任命する。)JAC の一員が関係する競技会でジャッジを務めていた場合、その競技会・種目については議論に参加できない。JAC はシニアグランプリファイナルの後に会合を持つ。JAC の検査は、各競技会の採点データをジャッジ匿名のまま印刷したものに基づいて行われる。
- f. 理事会が定めた数学的基準に基づき、JAC は、各競技のデータをジャッジごとに検査し、特定のジャッジに以上がないかを判別する。要素または構成要素に対する異常の数が特定の選手に関して特に多い場合、OAC は選手の演技をビデオテープで見返し、採点にエラーがあるかどうか判定する。ビデオ分析の後、JAC は、初めに数学的基準により検出された異常を無視するかどうか選択する。
- g. ナショナルバイアス(自国偏重)に関する判定は、異常のある点数を出したジャッジの名前が明らかにされてから行う。そのため JAC は、ナショナルバイアスの疑いがあるものを検査することを ISU 事務局に伝える。

- h. 検査により JAC が、注目した異常や繰り返し現れた間違っただなショナルバイアス、一部のジャッジの偏った行動の証拠をつかんだ場合、ISU 事務局が各技術委員会に通知し、検査に関する規定が適用される。各技術委員会は、異常の判定とその結果の査定に同意できなければ、JAC と相談する。それでも同意できなければ、未解決問題として、理事会に最終決定を委ねる。
- i. このような査定が重なれば、現存する規定に従って、そのジャッジは降格または資格停止にされ、ISU 事務局を通じて各技術委員会からその旨がジャッジに通知される。ジャッジは査定について、3 人以上の技術委員の前で弁明する権利が与えられる。ビデオテープを用いて立証してもよい。ジャッジの弁明により発生する出費は、弁明が受け入れられたかどうかによらず、各技術委員会による査定が確定すれば、そのジャッジが支払う。ビデオを用いて立証することができるのは、新ジャッジングシステムで行われた上記の競技会の少なくとも 1 つが、査定に含まれる場合であるのは言うまでもない。(暫定的ジャッジングシステム、6.0 ジャッジングシステムの下で行われた)他のすべての競技会については、説明書の提出が有効である。
- j. 各種目の競技後、テクニカルコントローラーとイベントレフェリーは、ジャッジと共に行う円卓会議の議長を務める。会議では、全般的なスケートの質や、各構成点の幅について話し合う。会議の目的は、全員の意見を一致させ、審判が将来採点するためのガイドラインの助けとすることである。円卓会議では、得点の許容範囲は定めない。これは、上にある f 項に示した JAC で決められる。
- k. 会議の間ジャッジには自分の意見を述べることを勧める。会議が競技会での疑問のある採点に対する批判に使われることはない。会議では、競技のジャッジング、装置の改良、印刷したジャッジの採点、内外に向けての伝達の流れについて論じ、その場で要約する。